

第3回 清瀬市「夢空間」保存活用検討委員会 会議録

1 開催日時

令和7年1月14日（火）午後5時～午後6時45分

2 場所

清瀬市役所3階 会見室

3 会議内容

（1）開会

（2）挨拶

委員長、各委員が挨拶を行った。

（3）資料確認

事務局から配布資料について説明を行った。

委員2名から、本日の説明の補足資料として提案書をいただいた。

《以下委員の提案書について各委員から概要説明（抜粋）》

▼ 1 件目

- ・夢空間車両は清瀬市に「縁もゆかりもない車両」と言われているが、実際は団体臨時列車としてJR武蔵野線を走行した経歴があるので、清瀬市内を走ったこともあると推測でき、全く縁がないということではない。
- ・地域の活性化に向けては、現状維持に留まるのではなく、他の自治体にはない新たな取組を充実させることが大切である。
- ・観光スポットとなるような新たな施設を建設するには、多くの費用が必要だが、夢空間車両を活用することでその建設費用を抑えることができる。
- ・ダイニングカーとラウンジカーは、2両一体で使うのか、それとも連結はするが別々の用途で使うのかについて決めないと、活用についての方向性が定まらないと思う。個人的には、2両を別々の用途で活用した方が良いと考えている。
- ・ダイニングカーは国内で唯一の展望食堂車であるという点も踏まえると、食堂車を活用した飲食店の経営、現役当時のメニューを再現した料理の提供が望ましいと考える。また、公園が「子どもと幸せを育む『舞台』」であることを考えると、飲食店の休業日には市民や子どもを対象としたイベントを行うことが望ましい。
（例）環境活動・地域貢献活動プロジェクト（52席の至福 体験乗車）、食育ワークショップテーブルマナー教室の実施等。

- ・ラウンジカーはららぽーと新三郷で展示されていたときから、車内に立ち入ることができたので、ダイニングカーと比較して、多くの人が立ち入りやすいスペースにしても良いと考える（備品の破損・盗難対策は必要）。また、ラウンジカーには車掌室があるので、それを活用した体験会等ができるが良い。
- ・懸念事項として、ジャンパ栓（鉄道車両の制御回路や冷房などの電源回路を接続・連結するもの）による感電事故が発生する可能性があるので、防止策をしっかりと講じるべきである。

▼ 2 件目

- ・商標登録について調査した内容を共有。
- ・商標の追加登録について、「今後の夢空間の活用事業を想定した商標分類区分」の登録を提案（第 30 類-コーヒー、調味料、菓子／第 39 類-輸送、保管、旅行の手配／第 43 類-飲食、宿泊）。
- ・夢空間と清瀬との今後の繋がりを知ってもらうための商標名称の考案、追加登録を提案。夢空間が清瀬にあることをアピールするためにも、「夢空間と清瀬を掛け合わせた商標」を考案することも検討していただきたい。（例）「夢空間 in 清瀬（KIYOSE）」
（参考）JR 九州による「ななつ星」商標の登録状況
- ・夢空間車両の普遍的な価値について、鉄道車両が単なる移動手段ではなく「特別な時間と空間を体験・共有できるツール・目的」として活用できることを、日本で最初に示した、夢空間の唯一無二の魅力を存分に活かす。
（例）クルーズトレインを運行する各社（JR 東日本、西日本、九州など）との協業／「夢空間わくら」イベントの開催（仮称）夢空間わくら in 清瀬まつり等。
- ・誰でもいつでも楽しくアイデアを出せて、その実現に向けて一緒に盛り上がるができる持続的な仕組みをもつ。アイデアの募集と実現のための事務局業務を継続していただける仕組みがあると嬉しい。
- ・目指すべきは、地元にも鉄道ファンにも、末長く可愛がってもらうこと。

（４）第１回・第２回委員会の会議録について

事務局から、会議録の内容に問題がなければ市ホームページへ掲載する旨について説明し、掲載について委員の承認を得た。

（５）意見交換

《はじめに事務局より説明と委員からの質問》

- ・前回質問のあった「夢空間に関するグッズの作成」について、「夢空間」という言葉の商標登録は市で行っているが、夢空間の写真・画像・イラストを使用してグッズを作成する場合は、著作権の関係上、JR の許諾が必要。

「夢空間」という言葉の商標登録について、全ての分類ではないが、今後グッズ等製作や飲食の提供、貸会議室としての利用、関連する旅行の企画などの際に必要と見込まれる分類については、登録を行っているという状況。（事務局）

- ・現状の夢空間車両の中で、車両が走っていた現役時代と同じように利用できるものや動かせるもの（例えば、テールマークや尾灯、車内放送設備など）について、市で把握していることを教えていただきたい。（委員）

⇒電気を通さないと状態確認できないものは未確認だが、基本的にはすべてオリジナルの状態が残す。状態については、車両搬入後に確認する。

（事務局）

⇒電気はジャンパ栓からの供給ということになるのか。すべて元の通りにするための技術的な部分について、どの程度まで市が把握しているのか確認しておきたい。（委員長）

⇒電気はジャンパ栓から供給をする。車両内の設備関係は現時点で可能な限り把握はしている。（事務局）

⇒車両内の設備等について使用可能か否かは後日明確になってくる部分もあるということなので、この委員会においては、細かいことではなく、保存活用について大きな枠組みで考えていくというものと認識した。

具体的な提案については、参考意見として、実現可否については市で判断となるものと理解した。（委員長）

ア 夢空間車両の価値について

《以下委員からの意見》

- ・1件目の提案にあったように、夢空間車両はJR武蔵野線を走行した経歴があり、清瀬市内を走ったことがあるといったことを展示するだけでも、夢空間車両の価値を市民に理解していただけると感じた。
- ・夢空間車両は、JRが新しいタイプの車両を活用し、鉄道の旅は楽しいという魅力を見せて回った車両であると思う。夢空間とクルーズトレインは、豪華な設備という点では繋がりはあるが、鉄道車両の使い方としては異なる点があると思う。夢空間は普通の営業列車や交通機関としても魅力を高めようと考えられた車両だった。一方、最近のクルーズトレインはどこかに移動することが目的ではなく、移動しながら豪華列車や風景、文物を楽しむというコンセプトである。交通機関としての魅力を高めようとしたところに、夢空間が生まれた時代の特徴があった。
- ・夢空間車両と清瀬市との縁は薄いけれども、縁がないわけではなく、保存することに意味はある。この縁を今後育てていくことで清瀬との縁を作っていくことが重要である。
- ・育てるという考えはとても共感する。縁の有無に関わらず、清瀬市のものとして育てていくということが重要。

- ・このまま放置していたら消滅してしまうかもしれないから、清瀬市で保存して価値あるものに育てていこうという一面もある。
- ・美術館で収蔵品を「社会からお預かりしている」という表現を見たことがある。このような意気込みで保存していくことになると思う。
- ・過去にこんな列車が走っていたという貴重さや子どもの頃の憧れを伝えていけるような価値のある車両だと思っている。
- ・夢空間は憧れの対象であったことから、「私にとっての夢空間」を語っていただくのも面白いと思った。
- ・夢空間車両の価値について、各論まで詰める必要はないと思うが、価値をどのくらい高いところにおいておくのかによって、考えるべきアイデアも変わってくると思う。個人的には、北斗星やトワイライトエクスプレスとは別格なところに、夢空間が目指すところがあると思う。それが実現しているのが、クルーズトレインだと思っている。このような価値の認識を持って保存活用を考えるのと、北斗星やトワイライトエクスプレスのような豪華なものとして保存活用を考えるのでは、内容も変わってくるので、どちらの分岐なのか確認したい。
- ・JRがどのようなつもりで夢空間車両を開発したのかは当時の文献を調べてみないと詳細は分からない。クルーズトレインについては、非常にクローズドで、広く一般に鉄道を広めるといったものとは違うと思っている。
- ・夢空間車両はもう動かないので、「移動手段としての豪華な車両」を活用するというよりも、「元々の移動手段としてではなく、特殊な空間としての車両」であるとアピールして活用していったほうが、今後事業としての活用の仕方において、インパクトがあると思う。
- ・JRがどのようなつもりで夢空間車両を作ったのか、もう少し調べていくと面白いものが出てくると思う。価値を見極めるためには、市としても学芸的な立場から検証して資料を集めていく必要はある。
- ・価値の考え方は人によってさまざまであり、「このようなものは残したい」という部分の合意が取れていれば、車両を残していくという活動にはおそらく影響しないと思う。思いや考えを言い尽くせない部分は各々あると思うが、あまり決め切らず次に進めても良いと思う。

～現時点での価値の整理～

- ・コンセプトカーとしての価値
- ・清瀬市内を走ったことがあるという歴史的な価値
- ・これから清瀬市との縁を育んでいくという価値

イ 夢空間車両の保存活用の方策について

《以下委員からの意見》

- ・飲食のアイデアが多く出た。前回は小規模な結婚式や金婚式の写真撮影の

場としての活用等、さまざまな方法があるという議論をした。

- ・ダイニングカーとラウンジカーの2両を一つの施設として扱うか、別々にするかという話も出た。形式的には一つの施設で、使い方を分けることについては、オペレーションを分けることで可能だと思う。
- ・例えば、レストランとして運営することに限定すると、レストランの運営のみとなってしまうが、その代わり、レストランで採算が取れそうな事業者が手をあげることに繋がる。逆に、多様な可能性のあるイベントスペースで、その中の一つとして飲食があるということであれば、そのような形で引き受けてくれる事業者がいるかどうか、という問題にもなると思う。
- ・一つの目的に絞るのか、多様な可能性を考えるのか、または、1両は目的を定め、もう1両は臨機応変に多目的に使用するのか等も考えてもよい。今までの議論を踏まえると、一つの目的に絞るという考えにはなっていないと思う。
- ・オープンした後も、市民から「こんなこともできるのでは」というアイデアが出てきたとき、それを実現できる可能性を残しておく方がよい。
- ・指定管理者制度で運営している科学館の例では、平日は学校の利用、土日はファミリー層が多く、それぞれのニーズに合わせたサービスを提供している。レストランとしての運営と決めてしまうと、事業者が入って土日だけ営業するとなった場合、前日の仕込みの関係や土日に設備がしっかりと起動するか等、不安事を抱えてしまうことになる。その場合、その形態でレストラン運営が可能なのかという問題にもなってきて、事業者にとって難しさが出てきてしまうのではないかと思う。そのため、基本的にはさまざまな意見を取り入れるような活用の方が、誰かにリスクを負わせるようなことはない考える。
- ・曜日によって違うオペレーションをするためのハード面の準備や考え方について、工夫があれば教えて欲しい。
⇒現状復帰ができるかどうかには尽きる。
- ・ささやかな結婚式、家族葬、お別れ会等色んな会合が開けると思う。
- ・指定管理者に依頼するとき、「多目的な活用ができるイベントスペース」を運営できる指定管理者を選ぶ仕様にしていくのが良いと思った。イベントスペースの中の一つとして飲食もあるといった形。
- ・そもそも、この施設は商業利用のためのものなのか否かの問題もある。収益を上げないといけないのか、それとも第一は文化的な活用であって、金銭的な面は二の次で良いのか。お金が回ることは悪いことではないが、そのために車両の保存や活用が犠牲になるようでは困る。
- ・収益のうちの何割かは車両保存のための費用へ入れていただく仕様にすれば、収益を上げつつ保存の費用に回すことも可能だと思う。
- ・保存と商売の両面が成り立つことが望ましいと思う。また、グッズ作成でも収益を補填していくことは考えられる。

- ・例えば、島崎藤村旧宅でレストランやっているとところがある。それだけで収益を上げているわけではなくて、大きなホテルやレストランが系列店としてやっているので、指定管理者もそのような事業者依頼する方法もある。すべて指定管理者に費用を持たせるのではなく、設置者が年次でいくら費用を出せるかということにもなってくる。
- ・費用に関して、設置者と管理者で何をどこまで負担するのかについては、今後のプロセスの中で、市で詳細を決めていくことになると思う。
- ・曜日で使い分ける等して、多目的に活用できた方がよい。常設のレストランだと、管理はしやすいと思うが、不特定多数の人が入れなくなる。経済的にも多目的な活用でないと難しい。
- ・多目的に使えるスペースとして提供できるサービス項目について、しっかりとメニューとして整備する必要がある。調理機能、カフェ機能、写真、撮影機能、音響機能等を整備したうえで、使い方は多目的であり、その中でパッケージプラン（例：カフェのコーヒー何杯で写真撮影がつく等）として使っていただくのがよいと思う。こういった場合、飲食の業者と提携して食事を手配するといったケータリングも考えられる。また、特定の事業者がイベント内でお店のプロモーションとして借り切りでやりたい場合は、多目的な利用の一つとして提供してもよいと思う。
- ・当時の食堂車のメニューを再現することについても、イベントパッケージの一つに組み込まれるイメージ。
- ・清瀬市の郷土博物館の中にサロン（喫茶店）がある。そこではお茶を飲みながらさまざまな軽食が出せる。依頼する事業者によっては、それほど豪華すぎなければ、多様な飲食サービスが提供できると思う。

～活用方針の大まかな方向性～

- ・多目的な使い方ができるイベントスペースとして活用をすべきである
- ・飲食も多目的な使い方の一つとする

ウ 商標関連・施設名について

《以下委員からの質問と事務局の回答》

- ・施設名の提案は委員からしてもよいのか？
⇒公の施設として取り扱いになるのか、もしくは公園の中の備品という考え方もできているが、いずれにしても、愛称について、委員からご提案のレベルということで議論していただくことは問題ない。

《以下委員からの意見》

- ・商標については、委員からの提案資料（2件目）にもあったように、さまざまなグッズや飲食の提供、貸会議室としての利用、関連する旅行の企画などへの適用の可能性を調べてくださったので、テクニカルな部分について

ては、市の方でクリアにしていてもらえればと思う。

- ・施設や場所の名称については、愛称があったほうが良いと思うので、採否はともかく何か意見があれば共有していきたい。
- ・「夢空間」と「清瀬」の二つが入っていた方が良いと思う。清瀬にある夢空間としての愛称が作れたら良い。(例)「夢空間 in kiyose」
- ・夢空間車両は、清瀬市だけのものではなく、今後、他の市とも協力して保存活用するものとしての可能性があるのなら愛称を付ける時に考慮がいるのではと思った。実際には、清瀬市が設置者になると思うが、名称としてはもう少し広く考えてみても良いと思った。
- ・基本的には清瀬市の取り組みとしてぶれなくて良いと思う。今後、清瀬市が夢空間の取り組みについて、他の市に対してお誘いをする可能性を残しておくくらいで良いと思う。
- ・文化交流や保存の面を強く出す場合は、ネーミングライツを入れることも考えられる(期間限定で名称を付けても良いが、その代わり「清瀬」「夢空間」という言葉は入れてもらうような条件を付ける)。
- ・「夢空間 清瀬」、「清瀬 夢空間」どちらなのかも少し気になる。
- ・例として、宮城県栗原市のミュージアムの正式名称は「くりはら田園鉄道公園」だが、通称名は「くりでんミュージアム」で、市公式の印刷物でも通称名が使われている。
- ・愛称を市民に公募で決めてもらうのも面白いと思う。
- ・テールマークを毎年募集して変えていくことも楽しそう(コンテスト)。
- ・例えば、クラウドファンディングで寄附してくれた人には、好きなヘッドマークをつけて写真撮影をしていい等の権利を売るのも面白いと思った。
- ・何らかの形で、柔軟に市民に参加してもらえるスキームを作るのは大事だと感じた。

～愛称について主な意見～

- ・「夢空間」と「清瀬」の二つの言葉は入れたい
- ・ネーミングライツを入れてはどうか
- ・市民に公募で決めてもらうのはどうか

(6) その他

《委員長より次回について確認》

- ・委員会の提言(案)を次回までに市が作成する。
それをもとに委員で提言を完成させていくので、忌憚のない意見で議論していきたいと思う。
- ・事務局から次回日程について説明をして閉会となった。

以上